

マージン率等の情報提供について

令和 4 年 10 月 1 日

平成 24 年 10 月 1 日施工の「労働者派遣法改正」により、派遣元事業者は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣労働者に支払う賃金の割合（マージン率）等の情報を公開する事が義務付けられましたので、ここにお知らせいたします。

■情報提供すべき事項（令和 4 年 9 月 30 日時点）

- ① 派遣労働者の数：8 人
- ② 派遣先の事業所数：9
- ③ 派遣料金の平均額（1 人 1 日・8 時間）：21,557 円
- ④ 派遣労働者の賃金の平均額（1 人 1 日・8 時間）：12,727 円
- ⑤ マージン率：40%
- ⑥ 労使協定を締結しているか否かの別：有
 - ・対象者となる派遣労働者の範囲：全職種、派遣先に就業させる全ての労働者
 - ・協定の有効期限の終期：令和 5 年 3 月 31 日
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項：有

■キャリアコンサルティングの相談窓口

アウトソーシング事業部 次長 井村
スタッフ管理課 次長 村瀬

■キャリア形成支援制度概要

入職時基礎的訓練

パソコン（Excel、Word、パワーポイント 等）

CAD（2D、3D）

英語

プログラミング

リーダー研修

※その他、スキルアップや職種転換も見据え、常時 3,000 以上の学習を e ラーニングで受講可能。